

令和8年度 弘前大学学術特別賞授与実施要領

1. 趣旨

この要領は、弘前大学学術特別賞授与実施要項（平成23年9月9日制定）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

2. 学術特別賞の対象

(1) 弘前大学学術特別賞（遠藤賞）（以下「遠藤賞」という）

- ① 応募者は個人であり、国立大学法人弘前大学職員の区分、種類及び職名に関する細則(平成16年細則第21号)（以下「細則」という）第2条に定める教授、准教授、講師、助教及び助手であること
- ② 応募対象論文は、ストーリー性があり、自身の研究を代表する論文5編以内（共著の場合、筆頭著者又は責任著者であるもの）を対象とする。平成28年4月以降に学術雑誌に発表された査読付きの論文（原則として、英文の原著論文であり、受理されたプレプリントを含む）であること
- ③ 本学在籍期間中に行われた独創的かつ完成度が高い研究を対象とする。研究内容が本学の研究水準の向上に著しく貢献し、今後の研究の発展が期待できると認められるものであること
- ④ 本賞の受賞歴がないこと

(2) 弘前大学若手優秀論文賞（以下「若手優秀論文賞」という）

- ① 応募者は個人であり、別表に掲げる者で、応募する年度の年度末に40歳以下または学位取得から10年以内（育児休業及び介護休業の期間を除く）であること
- ② 応募対象論文は、筆頭著者（主たる著者と認められる者）である1編を対象とする。令和6年4月以降に学術雑誌に発表された査読付きの論文（原則として、英文の原著論文であり、受理されたプレプリントを含む）であること
- ③ 本学在籍期間中に発表された研究を対象とする。著者の将来性を伺わせる独創的なもので、研究内容が本学の研究水準の向上に貢献すると期待できるものであること
- ④ 本賞の受賞歴がないこと

3. 応募・提出方法

(1) 提出先

応募者は、弘前大学学術特別賞申請書を電子申請システムにより所属部局長に提出すること。

(2) 部局長による取りまとめ

部局長は、提出された申請が対象として適切であることを確認し、電子申請システムにより学長に提出すること。

(3) 電子申請システム（コラボフロー）URL

・HiroinID 所有者

<https://cflow.hirosaki-u.ac.jp/collaboflow/>

・HiroinID 非所有者

<https://cflow.hirosaki-u.ac.jp/collaboflow/?sso=off>

(4) 提出期限

令和8年8月6日（木）正午まで

4. 審査

学術特別賞の審査は、弘前大学学術特別賞審査要領に定める弘前大学学術特別賞審査委員会が行う。

なお、提出後に審査に必要な資料を追加で求める場合がある。

また、必要に応じて、論文内容に関するプレゼンテーション審査を行うことがある。

5. 表彰等

(1) 表彰

学術特別賞の表彰は、学長が受賞者に対して本賞表彰状を授与し、併せて副賞を贈呈することにより行う。

(2) 副賞

遠藤賞の副賞は宮田亮平氏が制作したトロフィー及び研究助成金（30万円）とし、若手優秀論文賞の副賞は盾及び研究助成金（佐藤敬賞，10万円）とする。

(3) 受賞者数

原則として、遠藤賞の受賞者数については1名とし、若手優秀論文賞の受賞者数については3名以内とする。

別表 若手優秀論文賞応募対象者

職名等	規程等
准教授，講師，助教，助手	細則第2条
特任准教授，特任講師，特任助教，特任助手	細則第3条
奨励研究員	細則第3条
研究機関研究員	細則第3条
病院助手	細則第3条
日本学術振興会特別研究員 日本学術振興会外国人特別研究員 日本学術振興会外国人招へい研究者	弘前大学研究員等受入れ規程第2条第1号
大学院生	